

美味しまね認証等取得支援事業(概要版)

R 8 年 4 月
産地支援課

1 目的

G A P は食品安全や労働安全などの事故の防止や経営改善につながる取組であり、特に新規就農者には経営の早期安定化に向けて必要な取組である。

このため、新規就農者のG A Pの早期の取組開始と実態に即した実践を進めるため、必要な経費を支援する。

2 補助対象者

次の要件をすべて満たす農業者

- ・ 認定新規就農者
- ・ 農業経営を開始して5年以内の青年等
- ・ 国際水準G A P 認証又は美味しまね認証の取得予定者(初回取得に限る)

3 補助率

事業費の1 / 2 以内 (補助金上限10万円)

※取得単価上限10万円、事業費下限3万円

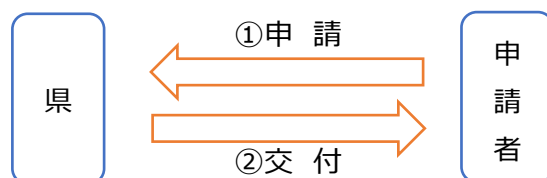
4 補助対象経費

G A P の取組を実践するために必要な別表に掲げる経費

5 申請方法

郵送又は電子メールにより、産地支援課へ申請する。

6 事業の流れ



7 問い合わせ先

島根県農林水産部産地支援課美味しまね・G A P スタッフ

TEL : 0852-22-6011 e-mail : oishimane@pref.shimane.lg.jp

(別表)

美味しまね認証等取得支援事業対象経費一覧

| |
|--------------------------------|
| 対象取組・品名 |
| ①農薬保管庫及び安全管理上必要な用具（流出防止用トレイ 等） |
| ②消火器 |
| ③救急箱 |
| ④燃料保管用具、携行缶 |
| ⑤測定機器・計量機器及び標準品（テストピース） |
| ⑥農産物取扱い施設における仕切り類、補修材料 |
| ⑦作業記録用アプリケーションの利用料 |
| ⑧飛散防止形照明、飛散防止カバー |
| ⑨土壌検査 |
| ⑩水質検査 |

※補助対象としない経費※

- ・ 農業生産上通常必要な取組、及び単純更新や維持管理費
- ・ 自費又は他の助成により実施中のもの
- ・ 備品設置や修繕等に係る施工費
- ・ アプリケーション利用に係る通信料
- ・ 支出を確認できる書類が無いもの
- ・ 振り込み手数料、代引き手数料、送料
- ・ 消費税